

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市姉妹都市等交流事業
補助の区分	事業補助(奨励補助)
補助の概要	佐渡市の市民団体が、市と提携する姉妹都市等との交流事業を積極的に行うことで、友好関係の発展に寄与するため、姉妹都市等交流事業に要する経費に対し、補助金を交付する。
補助事業者	姉妹都市等との交流事業を行う者
補助対象経費	賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料
類似補助の有無	無
※類似補助金の統合メニュー化	○同種の補助金の統合検討
補助金額(定額、上限、下限等)	上限:派遣100万円、受入30万円
※少額補助金は廃止	○少額(5万円以下)補助金の理由
補助率等	1/2以内
※補助率は原則1/2以下(市単独の場合)	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	数値化
	事業実施数3
	○目標に対する費用対効果(計算式)
※数値目標の設定検証	○目標を数値化できない理由及び他の評価方法
補助制度開始	平成30年4月1日
見直し時期	令和2年9月30日
補助終期	令和3年3月31日
※サンセット方式の徹底	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法(手段) ホームページ等で募集する
事業担当 (担当部署)	地域振興課 移住交流推進係
(電話番号)	0259-63-4152(直通)